

A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年4月サービス提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1.176	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	日割りの場合 ÷ 30.4日 39単位	39	1日につき			
A2	1211	訪問型独自サービス12	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2.349	1月につき			
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				日割りの場合 ÷ 30.4日 77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	要支援2 (週2回を超える程度)	3.727	1月につき			
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				日割りの場合 ÷ 30.4日 123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12			
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12				23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13				37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割りの場合 ÷ 30.4日 1単位	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算					
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき			
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき			
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算(月に1回を限度)	50単位加算	50			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算				

綾瀬市訪問型サービスAサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービス/211	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	976	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	32	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス/212	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	1.949	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	63	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス/213	要支援2 (週2回を超える程度)	3.093	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割	要支援2 (週2回を超える程度)	102	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	9単位減算	-9
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割りの場合 1単位減算	-1
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		19単位減算	-19
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割りの場合 1単位減算	-1
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		30単位減算	-30
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割	要支援2 (週2回を超える程度)	日割りの場合 1単位減算	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算/2	200単位加算	200
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算(月に1回を限度)	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	